

法務省民二第2760号

平成17年12月6日

改正 平成19年12月4日法務省民二第2601号
平成28年3月24日法務省民二第263号

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）

不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第337号）、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成17年法務省令第106号）等が公布され、平成18年1月20日から施行されることとなったところ、これらに伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「改正法」とあるのは不動産登記法等の一部を改正する法律を、「法」とあるのは改正法による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）を、「令」とあるのは不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後の不動産登記令（平成16年政令第379号）を、「整備省令」とあるのは不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を、「規則」とあるのは整備省令による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則の改正について（平成17年2月25日法務省民二第456号通達）による改正後の不動産登記事務取扱手続準則をそれぞれいいます。

記

第1 筆界等

(筆界)

- 1 筆界特定の手続における「筆界」とは、表題登記がある1筆の土地（以下単に「1筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。）との間において、当該1筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう（法第123条第1号）。「当該1筆の土地が登記された時」とは、分筆又は合筆の登記がされた土地については、最後の分筆又は合筆の登記がされた時をいい、分筆又は合筆の登記がされていない土地については、当該土地が登記簿に最初に記録された時をいう。

(筆界特定)

- 2 「筆界特定」とは、一の筆界の現地における位置を特定することをいい、その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定することを含む（法第123条第2号）。

(対象土地)

- 3 「対象土地」とは、筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する1筆の土地及び他の土地をいう（法第123条第3号）。「他の土地」には、表題登記がない土地を含む。筆界特定の申請があった場合において、筆界特定申請情報の内容及び地図又は地図に準ずる図面によれば申請に係る1筆の土地と他の土地とが相互に隣接しており、かつ、現地における土地の配列及び区画又は形状がおおむね地図又は地図に準ずる図面の表示と一致していると認められるときは、当該各土地を対象土地として取り扱って差し支えない。ただし、この場合においても、事実の調査の結果、当該各土地が相互に隣接する土地とは認められないときは、当該申請は、法第132条第1項第2号により却下する（15参照）。

(関係土地)

- 4 「関係土地」とは、対象土地以外の土地（表題登記がない土地を含む。）であって、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう（法第123条第4号）。筆界特定の申請が

あった場合において、筆界特定申請情報の内容及び地図又は地図に準ずる図面によれば、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地と接しており、かつ、現地における土地の配列及び区画又は形状がおおむね地図又は地図に準ずる図面の表示と一致していると認められる土地は、関係土地として取り扱って差し支えない。

(所有権登記名義人等)

- 5 「所有権登記名義人等」とは、所有権の登記がある1筆の土地にあつては所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人を、所有権の登記がない1筆の土地にあつては表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人、表題登記のない土地にあつては所有者をそれぞれいう（法第123条第5号）。所有権に関する仮登記の登記名義人は、所有権登記名義人等には含まれない。

(関係人)

- 6 「関係人」とは、対象土地の所有権登記名義人等であつて筆界特定の申請人以外のもので及び関係土地の所有権登記名義人等をいう（法第133条第1項）。

第2 筆界特定手続に関する帳簿等

7から9まで 削除

(帳簿の様式)

- 10 次の各号に掲げる帳簿の様式は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 筆界特定受付等記録簿 別記第1号様式
 - (2) 筆界特定関係簿 別記第2号様式
 - (3) 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳 別記第3号様式
 - (4) 筆界特定書つづり込み帳表紙 別記第4号様式
 - (5) 筆界特定書つづり込み帳目録 別記第5号様式

11 削除

(日記番号等の記載)

- 12 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳に記録した書面には、

これらの日記帳に記録した年月日及び日記番号を記録するものとする。

(筆界特定書つづり込み帳)

- 1 3 管轄転属等があった場合における筆界特定書つづり込み帳の取扱いについては、準則第19条第6項及び第7項の例による。

第3 筆界特定の申請手続

(A) 申請権者

(申請権者)

- 1 4 筆界特定の申請をすることができる者は、土地の所有権登記名義人等である（法第131条第1項）。その他、1筆の土地の一部の所有権を取得した者も、当該土地を対象土地の1つとする筆界特定の申請をすることができる（規則第207条第2項第4号参照）。1筆の土地の一部の所有権を取得した原因は問わない。例えば、1筆の土地の一部を時効取得した者、1筆の土地の一部の所有権を売買その他の原因により承継取得した者のいずれも1筆の土地の一部の所有権を取得した者として申請をすることができる。また、申請人が所有権を取得した土地の部分が筆界特定の対象となる筆界に接していることを要しない。

申請の権限を有しない者がした申請は、法第132条第1項第2号により却下する。

- 1 5 所有権登記名義人等の申請の権限は、自己が所有権登記名義人等である土地（1筆の土地の一部の所有権を取得した者については、当該1筆の土地）とこれに隣接する他の土地との間の筆界について認められる（法第123条第2号参照）。したがって、申請に係る2つの土地が現地において相互に隣接していると認められない申請は、法第132条第1項第2号により却下する。

- 1 6 1筆の土地の所有権の登記名義人若しくは表題部所有者が2人以上あるとき又は表題登記がない土地が共有であるときは、当該各所有権の登記名義人若しくは表題部所有者又は共有者の1人は、単独で筆界特定の申請をすることができる。この場合には、当該1筆の土地又は当該表題登記がない土地の申請人以外の所有権の登記名義人、表題部所有者又は共有者は、関係人と

なる（法第133条第1項参照）。

(B) 筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報

(筆界特定申請情報等)

17 「筆界特定申請情報」とは、法第131条第2項第1号から第4号まで及び規則第207条第2項各号に掲げる事項並びに同条第3項各号に掲げる事項に係る情報（法第131条第4項において準用する法第18条）をいい、「筆界特定申請書」とは、筆界特定申請情報を記載した書面（法第131条第4項において準用する法第18条第2号の磁気ディスクを含む。）をいう（規則第206条第3号）。筆界特定申請情報のうち、法第131条第2項第1号から第4号まで及び規則第207条第2項各号に掲げる事項に係る情報が明らかにされていない申請は、法第132条第1項第3号により却下する。

これに対し、規則第207条第3項各号に掲げる事項に係る情報については、これが筆界特定申請情報の内容として提供されていないときでも、そのことのみをもって申請を却下することはできない。

(筆界特定添付情報等)

18 「筆界特定添付情報」とは、規則第209条第1項各号に掲げる情報をいい（規則第206条第4号）、「筆界特定添付書面」とは、筆界特定添付情報を記載した書面（筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを含む。）をいう（同条第5号）。筆界特定添付情報の提供がない申請は、申請人の申請の権限を確認することができないので、法第132条第1項第2号により却下する。

(申請の趣旨)

19 法第131条第2項第1号の「申請の趣旨」とは、筆界特定登記官に対し対象土地の筆界の特定を求める旨の申請人の明確な意思の表示をいう。したがって、申請の趣旨が、筆界以外の占有界や所有権界の特定を求めるものや、筆界を新たに形成することを求めるものは、適法なものとはいえない。申請の趣旨が明らかでない申請又は不適法な申請の趣旨を内容とする申請は、法第132条第1項第3号又は第5号により却下する。

20 申請人の意思は、申請の趣旨の記載のみから判断すべきものではなく、

筆界特定以外の事項を目的とするものと解される申請は、法第132条第1項第5号により却下する。例えば、筆界特定申請情報として提供された申請の趣旨において、形式上、筆界の特定を求めているとしても、筆界特定を必要とする理由（30参照）によれば、筆界とは無関係に所有権界の特定を求めていると判断するほかない場合には、筆界特定以外の事項を目的とするものと認めるべきである。申請が筆界特定以外の事項を目的とするものと疑われるときは、申請人に対し、適宜の方法でその真意を確認するものとする。

(筆界特定の申請人の氏名等)

21 法第131条第2項第2号の「筆界特定の申請人の氏名又は名称及び住所」とは、申請人の現在の氏名又は名称及び住所をいう。

申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者である場合において、筆界特定申請情報中の申請人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、筆界特定添付情報として、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）が提供されることを要する（規則第209条第1項第6号）。

氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報の意義は、令別表の1の項又は23の項の各添付情報欄に掲げるものと同様であり、例えば、戸籍の附票、住民票等がこれに該当する。

(申請人が表題登記がない土地の所有者である場合)

22 申請人が表題登記がない土地の所有者であるときは、筆界特定添付情報として、当該申請人が当該土地の所有権を有することを証する情報が提供されることを要する（規則第209条第1項第4号）。

この場合における所有権を有することを証する情報の意義は、令別表の4の項添付情報欄へに掲げるものと同様である。

また、国又は地方公共団体の所有する土地について、官庁又は公署が筆界特定の申請人となる場合には、所有権を有することを証する情報の提供を便宜省略して差し支えない。

(申請人が所有権の登記名義人等の一般承継人である場合)

23 申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨並びに所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏

名又は名称及び住所が筆界特定申請情報の内容として提供されることを要する（規則第207条第2項第3号）。この場合には、筆界特定添付情報として、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）が提供されることを要する（規則第209条第1項第3号）。

この情報の意義は、令第7条第1項第5号イに掲げる情報と同様である。

また、この場合において、筆界特定申請情報中の所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）が提供されることを要する（規則第209条第1項第6号）。

（申請人が1筆の土地の一部の所有権を取得した者である場合）

24 申請人が1筆の土地の一部の所有権を取得した者であるときは、その旨が筆界特定申請情報の内容として提供されることを要する（規則第207条第2項第4号）。この場合には、筆界特定添付情報として、当該申請人が当該1筆の土地の一部について所有権を取得したことを証する情報が提供されることを要する（規則第209条第1項第5号）。

1筆の土地の一部の所有権を取得したことを証する情報といえるためには、申請人の自己証明では足りず、例えば、確定判決の判決書の正本若しくは謄本その他の公文書によることを要し、又は、当該1筆の土地の所有権の登記名義人が作成した当該申請人が当該1筆の土地の一部の所有権を取得したことを認めることを内容とする情報であつて、当該所有権の登記名義人の印鑑証明書が添付されたものであることを要する。また、1筆の土地の一部の所有権を取得したことを証する情報において申請人が所有権を取得した土地の部分が具体的に明示されていることを要する。

（申請人が法人である場合）

25 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名が筆界特定申請情報の内容として提供されることを要する（規則第207条第2項第1号）。この場合には、筆界特定添付情報として、当該法人の代表者の資格を証する情報が提供されることを要するが、筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局

が当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所（規則第36条第1項及び第2項の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。）に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合には、当該情報の提供を要しない（規則第209条第1項第1号）。

筆界特定書面申請（44参照）において筆界特定添付書面として提出される同号に掲げる情報を記載した書面のうち、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合を除き、作成後3か月以内のものでなければならない（規則第211条第3項）。

（代理人によって筆界特定の申請をする場合）

26 代理人によって筆界特定の申請をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名が筆界特定申請情報の内容として提供されることを要する（規則第207条第2項第2号）。この場合には、筆界特定添付情報として、当該代理人の権限を証する情報が提供されることを要するが、当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局が当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないときは、当該情報の提供を要しない（規則第209条第1項第2号）。

筆界特定書面申請において筆界特定添付書面として提出される同号に掲げる情報を記載した書面のうち、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合を除き、作成後3か月以内のものでなければならない（規則第211条第3項）。

（資格者代理人）

27 業として筆界特定の手続についての代理をすることができる者は、弁護士、土地家屋調査士又は簡裁訴訟代理等関係業務をすることにつき認定を受けた司法書士（司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項参照。以下「認定司法書士」という。）である。認定司法書士が代理することができる筆界特定の手続は、同条第1項第8号の規定により、対象土地の価額の合計額の2分の1に司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第1条の2第2項の割合（100分の5）を乗じて得た額が、裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号に定める額（140万円）を超えない筆界特定の手続に限られる。

(代理人選任の届出等)

28 筆界特定申請がされた後、申請人又は関係人が代理人を選任した場合（当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受けた法務局又は地方法務局が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないときを除く。）における当該代理人の権限は、委任状その他の代理権限証明情報が記載された書面の提出により確認するものとする（規則第243条第2項）。

また、関係人が法人である場合において、当該関係人が筆界特定の手続において意見の提出その他の行為をするときは、当該法人の代表者の資格を証する情報が提供されることを要する（同条第1項）。ただし、法務局又は地方法務局が当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して筆界特定の手続において行為をする場合は、この限りでない。

(対象土地の不動産所在事項等)

29 対象土地の不動産番号が筆界特定申請情報の内容として提供されているときは、対象土地に係る法第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項（法第131条第2項第3号）が明らかにされているものと取り扱って差し支えない。

表題登記がない土地については、筆界特定申請情報の内容として地番の提供は不要であるが、当該土地を特定するに足りる事項が筆界特定申請情報の内容として提供されることを要する（規則第207条第2項第5号）。表題登記がない土地を特定するに足りる事項は、例えば、「何番地先」等といった土地の表示のほか、図面を利用する等の方法により具体的に明示された現地の状況により確認することとなる（同条第4項）。

対象土地の所在が明らかにされていない申請は、法第132条第1項第3号により却下する。

なお、関係土地に係る不動産所在事項又は不動産番号については、規則第207条第3項第2号の規定により筆界特定申請情報の内容となる。

(対象土地について筆界特定を必要とする理由)

30 法第131条第2項第4号の「対象土地について筆界特定を必要とする

理由」とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情をいう（規則第207条第1項）。例えば、工作物等の設置の際、隣接地所有者と筆界の位置につき意見の対立が生じたことや、隣接地所有者による筆界の確認や立会いへの協力が得られないこと等の具体的な事情がこれに該当する。筆界特定を必要とする理由が明らかでない申請は、法第132条第1項第3号により却下する。

（工作物、囲障又は境界標の有無その他の対象土地の状況）

31 規則第207条第2項第6号の規定により筆界特定申請情報の内容となる工作物、囲障又は境界標の有無その他の対象土地の状況は、図面を利用する等の方法により具体的に明示された現地の状況により確認することとなる（同条第4項）。対象土地の状況が明示されていない申請は、法第132条第1項第3号により却下する。

なお、関係土地に係る工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況は、規則第207条第3項第4号の規定により筆界特定申請情報の内容となる。

（申請人等の主張）

32 規則第207条第3項第5号及び第6号の規定により筆界特定申請情報の内容となる申請人又は対象土地の所有権登記名義人等であって申請人以外のもものが対象土地の筆界として主張する特定の線は、図面を利用する等の方法により具体的に明示されることになる（同条第4項）。ただし、これらの線が筆界特定申請情報の内容として提供されていない場合でも、申請を却下することはできない。

（筆界確定訴訟に関する情報）

33 規則第207条第3項第7号の「事件を特定するに足りる事項」とは、筆界確定訴訟の係属裁判所、事件番号、当事者の表示等をいう。なお、申請に係る筆界について既に筆界確定訴訟の判決が確定しているときは、その申請を法第132条第1項第6号により却下する。

申請に係る筆界について既に筆界確定訴訟の判決が確定したことがないことについては、筆界特定の手続において、申請人及び関係人に対し、適宜の方法で確認するものとし、いずれの者からもその旨の情報提供がなく、確定判決の存在が明らかでないときは、申請に係る筆界について筆界確定訴訟の確定判決がないものとして、手続を進めて差し支えない。

(筆界特定添付情報の表示)

- 3 4 規則第207条第3項第8号の「筆界特定添付情報の表示」については、例えば、資格証明書、代理権限証書等筆界特定添付情報として筆界特定申請情報と併せて提供される情報の標題が示されていなければならない。

(筆界特定の申請と同時に提出する意見又は資料の表示)

- 3 5 申請人が筆界特定の申請と同時に法第139条第1項の規定により意見又は資料を提出する場合において、筆界特定申請情報と併せて規則第218条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を明らかにした情報が書面又は電磁的記録により提供されているときは、規則第207条第3項第9号の意見又は資料の表示がされているものと取り扱って差し支えない。

(現地の状況等を明示する図面等)

- 3 6 規則第207条第4項の図面とは、測量図に限られない。また、既存の図面類を利用して作成されたものであっても差し支えない。

(C) 筆界特定の申請の方法

(申請手数料の納付)

- 3 7 筆界特定の申請をするときは、手数料を納付しなければならない(法第131条第3項)。

筆界特定電子申請(42参照)の手数料の納付方法は、登記手数料令(昭和24年政令第140号)第4条の3第1項の規定による手数料の額に相当する現金を筆界特定登記官から得た納付情報により国に納付する方法によるほか、当該手数料の額に相当する収入印紙を筆界特定登記官の定める書類にはり付けて提出する方法によることができる(筆界特定申請手数料規則(平成17年法務省令第105号)第2条第1項及び第3項)。

筆界特定書面申請をするときは、当該手数料の額に相当する収入印紙を筆界特定申請書(以下「申請書」という。)にはり付けて提出する方法(筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により筆界特定書面申請をするとき(46参照)は、当該手数料の額に相当する収入印紙を筆界特定登記官の定める書類にはり付けて提出する方法)のみが認められる(同条第1項本文及び第2項)。

手数料の納付がない申請は、法第132条第1項第8号により却下する。

38 申請時に納付された手数料の額が納付すべき手数料の額に満たない場合には、申請人が不足額を追納しない意思を明らかにしているときを除き、手数料の納付がないことを理由として申請を却下することなく、納付すべき手数料の額を通知して補正の機会を与えるものとする。

例えば、申請人が、申請時において、一方の対象土地の価額の2分の1に相当する額に100分の5を乗じた額を仮に納付したときは、筆界特定登記官において対象土地の価額を調査して算出した手数料額を通知し、後日不足額を追納させる方法によって差し支えない。

(過大納付の場合の申請手数料の還付)

39 申請手数料が過大に納付された場合には、過大に納付された手数料の額に相当する金額の金銭を還付することを要する。申請人が還付を請求する場合には、適宜の様式の還付請求書を提出させるものとする。一の手数料に係る筆界特定の申請人が2人以上ある場合には、当該各申請人は、過大に納付された額の全額につき還付請求をすることができる。

(対象土地の価額)

40 申請手数料の算定の基礎となる「対象土地の価額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳（以下「課税台帳」という。）に登録された価格のある土地については、筆界特定申請手数料規則第1条第1項に規定する方法により算定した価額をいう。課税台帳に登録された価格のない土地については、筆界特定の申請の日において当該土地に類似する土地で課税台帳に登録された価格のあるものの同項各号に掲げる当該申請の日の区分に応じ当該各号に掲げる金額を基礎として認定した価額による。

また、この場合において、対象土地の一方が表題登記がない土地（課税台帳に登録された価格のある土地を除く。）であるときは、その面積は、便宜、他方の土地の面積と等しいものとして取り扱うものとする。ただし、当該表題登記がない土地につき、現地の使用状況又は自然の地形等により対象土地となるべき範囲を特定することができる場合には、当該範囲の面積を当該表題登記がない土地の面積として取り扱っても差し支えない。

(一の申請情報による2以上の申請)

41 筆界特定の申請は、特定の対象となる筆界ごとに一の筆界特定申請情報によってするのが原則であるが、対象土地の一を共通にする2以上の筆界特

定の申請を一の筆界特定申請情報によってすることもできる（規則第208条）。この場合の申請手数料は、各筆界ごとに申請手数料を算出した合計額となる。また、同一の筆界に係る2以上の筆界特定の申請が一の手続においてされたときは、当該2以上の筆界特定の申請は、手数料の算出については、一の筆界特定の申請とみなされる（登記手数料令第4条の3第2項）ので、この場合には、一の筆界特定の申請の手数料額のみが納付されれば足りる。

（筆界特定電子申請）

42 筆界特定電子申請とは、法第131条第4項において準用する法第18条第1号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による筆界特定の申請をいう（規則第206条第1号）。筆界特定電子申請により筆界特定の申請をするときは、筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報を併せて送信するのが原則であるが、筆界特定添付情報の送信に代えて、法務局又は地方法務局に筆界特定添付書面を提出することもできる（規則第210条第1項）。この場合には、筆界特定添付書面を法務局又は地方法務局に提出する旨を筆界特定申請情報の内容とすることを要する（同条第2項）。

なお、筆界特定電子申請は、改正法附則第2条の規定による指定がされた法務局又は地方法務局の筆界特定の手続について可能となる。したがって、指定がされるまでの間は、筆界特定書面申請のみが認められる（整備省令第5条第1項）。

43 筆界特定電子申請の場合において必要な電子署名及び電子証明書については、不動産登記の電子申請と同様である（規則第210条第3項及び第4項、第211条第5項及び第6項）。

（筆界特定書面申請）

44 「筆界特定書面申請」とは、法第131条第4項において準用する法第18条第2号の規定により申請書を法務局又は地方法務局に提出する方法による筆界特定の申請をいう（規則第206条第2号）。筆界特定書面申請をするときは、申請書に筆界特定添付書面を添付して提出することを要し（規則第211条第1項）、この場合には、筆界特定添付書面を別送することは認められない。なお、筆界特定書面申請をする場合には、申請書及び筆界特定添付書面を送付する方法（書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによる。）によることもできる（規則第212条）。

(署名又は記名押印)

45 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書に署名し、又は記名押印しなければならない(規則第211条第2項)。また、委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない(同条第4項)。これらの場合においては、申請書又は委任状に申請人の印鑑証明書を添付する必要はない。申請書又は委任状に申請人又はその代表者の署名又は記名押印がない申請書による申請は、法第132条第1項第4号により却下する。

(磁気ディスク申請)

46 法務大臣が告示により指定した法務局又は地方法務局においては、筆界特定申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを提出する方法による申請をすることができる(規則第211条第6項、第51条第1項及び第2項)。また、いずれの法務局又は地方法務局においても、筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを筆界特定添付書面として提出することが可能である。これらの磁気ディスクが、規則第211条第5項において準用する令第12条第1項及び第2項並びに令第14条、規則第211条第6項において準用する規則第51条及び第52条に規定する要件を満たしていないときは、筆界特定の申請は、法第132条第1項第4号により却下する。

(管轄登記所経由の筆界特定書面申請)

47 筆界特定書面申請は、対象土地の所在地を管轄する登記所(以下「管轄登記所」という。)を経由してすることができる(規則第211条第7項)。この場合における管轄登記所における事務は、後記第11のとおりである。

(筆界特定添付書面の原本還付)

48 申請人は、規則第213条第1項の規定により筆界特定添付書面(磁気ディスクを除く。)の原本の還付を請求することができる。同条第3項前段の調査完了後とは、筆界特定の申請の却下事由の有無を審査するために筆界特定添付書面の原本を留め置く必要がなくなった段階をいう。同項後段の原本還付の旨の記載は、準則第30条の例による。

(D) 申請人又は関係人の変動があった場合の措置

(申請人に一般承継があった場合)

- 49 筆界特定の申請がされた後、筆界特定の手続が終了する前に申請人が死亡したとき又は合併により消滅したときは、申請人の相続人その他の一般承継人が申請人の地位を承継したものととして、筆界特定の手続を進めて差し支えない。

(申請人に特定承継があった場合)

- 50 筆界特定の申請がされた後、筆界特定の手続が終了する前に申請人が対象土地の所有権登記名義人等ではなくなった場合(49の一般承継の場合を除く。以下「特定承継があった場合」という。)には、当該申請は、法第132条第1項第2号により却下する。

この場合において、申請人がその所有権登記名義人等である対象土地について新たに所有権登記名義人等となった者(当該申請人が所有権登記名義人であるときは当該申請人の登記された所有権の全部又は一部を登記記録上取得した者、当該申請人が表題部所有者であるときは当該表題部所有者又はその持分についての更正の登記により表題部所有者となった者、当該対象土地が表題登記がない土地であるときは当該申請人から所有権の全部又は一部を取得した者に限る。以下「特定承継人」という。)から、別記第6号様式による申出書(以下「地位承継申出書」という。))による申出があったときは、特定承継人が筆界特定の申請人の地位を承継するものとして、筆界特定の手続を進めて差し支えない。

申請人の地位の承継があった場合において、既に当該承継に係る申請人に係る意見聴取等の期日が開かれていたときも、改めて意見聴取等の期日を開くことを要しない。

- 51 特定承継があった場合において、特定承継人から地位承継申出書による申出がないときは、当該特定承継人が申請人の地位を承継しない意思を明らかにしているときを除き、当該特定承継に係る申請を直ちに却下(50参照)することなく、相当期間を定めて地位承継申出書を提出する機会を与えるものとする。

(関係人の承継)

- 52 筆界特定の申請がされた後、筆界特定の手続が終了する前に新たに対象土地又は関係土地の所有権登記名義人等となった者(申請人の一般承継人及び申請人の特定承継人であって申請人の地位を承継したものを除く。)は、

以後、関係人として取り扱うものとする。

(承継を証する情報)

5 3 対象土地又は関係土地について一般承継があった場合において、当該一般承継を原因とする所有権の移転の登記がされていないときは、相続人その他の一般承継人に対し、規則第209条第1項第3号に掲げる情報の提供を求め、一般承継があった事実を確認するものとする。また、表題登記がない対象土地又は関係土地について特定承継があった場合には、特定承継人に対し、同項第4号に掲げる情報の提供を求め、特定承継があった事実を確認するものとする。

第4 受付等

(A) 受付事務

(受付)

5 4 規則第214条第1項の規定による筆界特定の申請の受付は、筆界特定受付等記録簿に申請の受付の年月日、手続番号、対象土地の不動産所在事項及び不動産番号がある土地については不動産番号を記録することによって行う。規則第211条第7項の規定により管轄登記所を経由して筆界特定書面申請がされた場合における申請の受付の年月日は、管轄登記所に申請書が提出された日とする。

(手続番号)

5 5 規則第214条第2項の手続番号は、一の筆界ごとに付すものとする。したがって、規則第208条の規定により一の筆界特定申請情報によって対象土地の一を共通にする2以上の筆界特定の申請がされたとき(41参照)は、当該申請に係る筆界特定の目的となっている筆界の数だけ手続番号を付することを要する。また、一の筆界について2以上の筆界特定の申請が時を異にしてされたときは、それぞれの申請に別の手続番号を付すものとする。

手続番号は、1年ごとに更新し、「平成〇年第〇〇号」などと表示するものとする。

(申請書への記載)

5 6 筆界特定書面申請の受付においては、受付の手続をした申請書の1枚目

の用紙の余白に、準則別記第46号様式の印版を押印の上、申請の受付の年月日及び手続番号を記載するものとする。

(収入印紙の消印)

57 筆界特定書面申請の申請書を受領したときは、直ちに、これにはり付けられた収入印紙を再使用を防止することができる消印器により消印するものとする。筆界特定電子申請において、収入印紙により手数料が納付された場合も同様とする。

(管轄登記所への通知等)

58 筆界特定の申請の受付をした場合には、管轄登記所に、当該対象土地について筆界特定の受付をした旨及び申請の内容並びに申請の受付の年月日及び手続番号を、別記第7号様式又はこれに準ずる様式の通知書により通知するものとする。

(B) 対象土地が2以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合

(筆界特定の事務をつかさどる法務局又は地方法務局の指定)

59 対象土地が2以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和50年法務省令第68号。以下「管轄省令」という。）第3条の規定により、当該2以上の法務局又は地方法務局が同一の法務局管内にあるときは当該法務局の長が、その他のときは法務大臣が、それぞれ当該対象土地に関する筆界特定の事務をつかさどる法務局又は地方法務局を指定することになる（法第124条第2項において準用する法第6条第2項、管轄省令第3条）。これらの場合においては、指定がされるまでの間、筆界特定の申請は、当該2以上の法務局又は地方法務局のうち、いずれか一方の法務局又は地方法務局にすることができる（法第124条第2項において準用する法第6条第3項）。

(指定の手続)

60 59により筆界特定の申請を受け付けた法務局又は地方法務局（以下「受付局」という。）は、対象土地を管轄する他の法務局又は地方法務局と協議の上、管轄省令第3条前段の場合にあっては別記第8号様式、同条後段の場合にあっては別記第9号様式による指定請求書により、それぞれ法務局の長又は法務大臣に請求するものとする。これらの場合において、法務局の長が

同条前段の指定をするときは、別記第10号様式による指定書によるものとする。

(移送)

6 1 法第124条第2項において準用する法第6条第2項の規定により受付局と異なる法務局又は地方法務局が指定されたときは、受付局の筆界特定登記官は、当該指定がされた他の法務局又は地方法務局に当該申請に係る手続を移送するものとする。移送をしたときは、受付局の筆界特定登記官は、申請人に対し、その旨を通知するものとする（規則第215条において準用する規則第40条第1項及び第2項）。

6 2 規則第215条において準用する規則第40条第1項の規定による移送は、別記第11号様式による移送書により、配達証明付書留郵便又はこれに準ずる確実な方法によって行うものとする。移送をした法務局又は地方法務局の筆界特定登記官は、筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「年月日〇〇（地方）法務局に移送」と記録するものとする。移送を受けた法務局又は地方法務局の筆界特定登記官は、受付をし、筆界特定受付等記録簿の備考欄に「年月日〇〇（地方）法務局から移送」と記録するものとする。

(C) 却下事由の調査及び補正等

(却下事由の調査)

6 3 筆界特定申請の受付をしたときは、遅滞なく、法第132条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる却下事由の有無を調査するものとする。

(既に筆界特定がされている場合)

6 4 法務局又は地方法務局の筆界特定受付等記録簿又は対象土地の登記記録等から、申請に係る筆界について、既に筆界特定がされていることが判明したときは、筆界特定の申請は、法第132条第1項第7号本文により却下する。なお、同号ただし書の「対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合」とは、過去に行われた筆界特定について、例えば、以下に掲げる事由があることが明らかな場合をいう。また、既にされた筆界特定の結論が誤っていたことが明らかになった場合も、同号ただし書に該当する。

(1) 除斥事由がある筆界特定登記官又は筆界調査委員が筆界特定の手続に関

与したこと。

- (2) 申請人が申請の権限を有していなかったこと。
- (3) 刑事上罰すべき他人の行為により意見の提出を妨げられたこと。
- (4) 代理人が代理行為を行うのに必要な授權を欠いたこと。
- (5) 筆界特定の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
- (6) 申請人、関係人又は参考人の虚偽の陳述が筆界特定の資料となったこと。

(補正)

6 5 筆界特定の申請の不備が補正することができるものである場合において、補正を認める相当な期間（以下「補正期間」という。）を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することはできない（規則第216条）。また、筆界特定申請情報の内容として、規則第207条第3項各号に掲げる事項に関する情報が提供されていないときは、これを理由に申請を却下することはできないが、適宜、申請人に対し、当該情報の提供についての協力を求め、事案の内容の把握に努めるものとする。

6 6 補正期間を申請人に告知するときは、電話その他の適宜の方法により行うものとする。その他補正の方法については、準則第36条の例による。

(筆界特定の申請がされた旨の通知)

6 7 筆界特定の申請に却下事由がないと認められるときは、筆界特定の申請がされた旨を公告し、かつ、その旨を関係人に通知しなければならない（法第133条第1項）。

(D) 却下

(却下の手続)

6 8 筆界特定の申請を却下するときは、決定書を作成し、申請人にこれを交付するものとする（規則第244条第1項）。交付は、決定書を送付する方法によってすることができる（同条第2項）。この場合において、申請人が2人以上あるときは、申請人ごとに決定書を交付するものとする。ただし、代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者（139参照）があるときは、当該代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者

に交付すれば足りる。

(却下した旨の公告及び通知)

69 法第133条第1項の規定による公告をした後に筆界特定の申請を却下したときはその旨の公告を、同項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは当該通知に係る関係人に対するその旨の通知を、それぞれすることを要する(規則第244条第4項及び第5項)。

(却下決定書)

70 決定書は、申請人に交付するもののほか、筆界特定手続記録につづり込むものを1通作成するものとする。

71 決定書は、別記第12号様式によるものとし、筆界特定手続記録につづり込む決定書の原本の欄外には決定告知の年月日を記載して登記官印を押印するものとする。決定書に記載すべき決定告知の年月日は、申請を却下した旨の公告をした日又は申請人に決定書を交付し、若しくは発送した日のうち最も早い日とする。

72 規則第244条第2項の規定により送付した決定書が所在不明等を理由として返送されたときは、申請人の氏名又は名称及び決定書をいつでも申請人に交付する旨を法務局又は地方法務局の掲示場に2週間掲示するものとする。

なお、返送された決定書は、筆界特定手続記録につづり込むものとする。

(筆界特定受付等記録簿への記録)

73 筆界特定の申請の全部を却下するときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「却下」と記録するものとする。規則第208条の規定により一の筆界特定申請情報によって対象土地の一を共通にする2以上の筆界特定の申請がされた場合(41参照)において、その一の申請を却下するときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「却下」と記録するものとする。

74 2以上の申請人が一の筆界について共同して申請した場合において、一部の申請人に係る申請を却下するときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「一部却下」と記録するものとする。

(筆界特定添付書面の還付)

75 筆界特定の申請を却下したときは、筆界特定添付書面を還付するものとする(規則第244条第3項)。筆界特定添付書面の還付の手続については、準則第28条第6項及び第7項の例による。

(E) 取下げ

(取下げの手続)

76 筆界特定書面申請の取下げは申請を取り下げる旨の情報を記載した書面(以下「取下書」という。)を提出する方法により、筆界特定電子申請の取下げは電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を提供する方法により、それぞれ行う(規則第245条第1項)。

77 筆界特定の申請の取下げは、法第144条第1項の規定により申請人に対する通知を発送した後は、することができない(規則第245条第2項)。

(取下げがあった旨の公告及び通知)

78 法第133条第1項の規定による公告をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときはその旨の公告を、同項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは当該通知に係る関係人に対するその旨の通知を、それぞれすることを要する(規則第245条第4項及び第5項)。

(筆界特定受付等記録簿への記録)

79 筆界特定の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「取下げ」と記録するものとする。規則第208条の規定により一の筆界特定申請情報によって対象土地の一を共通にする2以上の筆界特定の申請がされた場合(41参照)において、その一の申請について取下げがあったときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「取下げ」と記録するものとする。

80 2以上の申請人が一の筆界について共同して申請した場合において、一部の申請人に係る申請の取下げがあったときは、当該申請に係る手続番号に対応する筆界特定受付等記録簿の終了原因欄に「一部取下げ」と記録するも

のとする。

(筆界特定添付書面の還付)

8 1 筆界特定の申請の取下げがあったときは、筆界特定添付書面を還付するものとする(規則第245条第3項)。なお、筆界特定書面申請において、申請の取下げがあった場合にも、申請書を還付することは要しない。その他筆界特定添付書面の還付の手続については、準則第28条第6項及び第7項の例による。

(取下書等の保管)

8 2 筆界特定の申請の取下げがあったときは、取下書(電子情報処理組織を使用する方法により申請の取下げがあったときは、申請を取り下げる旨の情報の内容を書面に出力したもの)を筆界特定手続記録につづり込むものとする。

(F) 却下又は取下げの場合の申請手数料の還付

(却下又は取下げの場合における申請手数料の還付)

8 3 法第133条第1項の規定による公告又は通知がされる前に、筆界特定の申請が取り下げられ、又は却下された場合には、筆界特定の申請人の請求により、納付された手数料の額から納付すべき手数料の額の2分の1の額を控除した金額の金銭を還付しなければならない(登記手数料令第4条の3第3項)。この場合には、適宜の様式の還付請求書を提出させるものとする。

一の手数料に係る筆界特定の申請人が2人以上ある場合には、当該各申請人は、還付されるべき金額の全額につき還付請求をすることができる(同条第4項)。その場合、1名に対して還付がされたときは、全員の還付請求権が消滅する。還付請求は、請求をすることができる事由が生じた日から5年以内にしなければならない(同条第5項)。

第5 調査及び資料収集等

(A) 進行計画等

(進行計画)

8 4 筆界特定の申請がされた場合において、直ちに申請を却下すべき事由が

ないと認められるときは、筆界特定の手続の進行計画を策定するものとする。進行計画においては、法第130条の規定により定めた標準処理期間を考慮して、事前準備調査を完了する時期、申請人及び関係人に立ち会う機会を与えて対象土地について測量又は実地調査を行う時期、意見聴取等の期日を開催する時期、筆界調査委員が意見書を提出する時期、筆界特定を行う時期等について、手続進行の目標を設定するものとする。

(申請人等の表示)

85 筆界特定の手続に関する各種の記録（筆界調査委員の意見書及び筆界特定書を含む。）を作成する場合において、筆界特定登記官、筆界調査委員並びに申請人、関係人及びその代理人等に係る表示をするときは、便宜、A、B、甲、乙等の符号を用いて差し支えない。

(B) 事前準備調査

(事前準備調査の概要)

86 事前準備調査においては、原則として、法第134条第4項の職員が、筆界調査委員による事実の調査を円滑に実施することを目的として、資料の収集のほか、必要に応じ、調査図素図の作成、現況等把握調査及び論点整理等を行うものとする。

(資料の収集)

87 対象土地の調査を適確に行うための資料として、例えば、次のような資料を収集するほか、筆界調査委員の指示に従い、必要な資料を収集するものとする。

- (1) 管轄登記所に備え付け又は保管している登記記録、地図又は地図に準ずる図面、各種図面、旧土地台帳等
- (2) 官庁又は公署に保管されている道路台帳、道路台帳附属図面、都市計画図、国土基本図、航空写真等
- (3) 民間分譲業者が保管している宅地開発に係る図面及び関係帳簿、対象土地若しくは関係土地の所有者又はそれらの前所有者等が現に保管している図面や測量図

(調査図素図の作成)

88 調査図素図の作成は、法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項

に規定する地図に準ずる図面の写しに、収集された資料から得られた情報のうち、筆界特定の手続を進める上で参考となる情報（例えば、対象土地及び関係土地の登記記録上の地積、地目、登記名義人の氏名及び分筆経緯等）を適宜の方式で表示して行うものとする。ただし、土地所在図、地積測量図その他申請人等から提供された図面を利用して調査図素図を作成しても差し支えない。

（現況等把握調査）

89 現況等把握調査は、次の要領により、対象土地及びその周辺の土地の現況その他筆界特定について参考となる情報を把握することを目的として行うものとする。

（1）調査方法

ア 現地の測量又は実地調査を行う。

イ 都道府県や市町村等の担当職員の立会いの下、道路や水路等との官民境界について確認を得て街区情報の確定を行う。

ウ アの測量は、規則第10条第3項の規定による基本三角点等に基づくものである必要はなく、近傍の恒久的な地物に基づいて実施して差し支えない。

また、申請人又は関係人その他の者から測量図の提供があった場合において、現地と照合し、現況等把握調査における測量結果に代わるものと認められるときその他現況を把握することが可能な図面が存在するときは、アの測量を要しない。

エ 実地調査に当たっては、対象土地及び関係土地その他周囲の土地の所有者又は占有者等から適宜筆界特定に当たり参考となる事情（各自が主張する筆界の位置、紛争に至る経緯、対象土地の過去から現在に至るまでの使用状況等）を聴取し、その内容を適宜の方法で記録する。また、現況において判明している境界標等に基づく調査結果を取りまとめた上で、整理を行う。

（2）現況等把握調査の結果の記録

現況等把握調査の結果としては、筆界点の座標値のほか、工作物の位置その他の筆界特定をするために参考となる事項を記録する。この場合の縮尺については、規則第77条第3項に準ずる。ただし、申請人等から提出のあった測量図等を用いる場合には、この限りでない。

（3）測量結果の調整等

必要に応じ、調査図素図上において、既存の地積測量図等と現況等把握

調査で得られた街区情報との照合及び点検を行う。

(C) 論点整理等

(論点整理)

90 事前準備調査の結果によって得られた申請人又は関係人その他の者から聴取した主張等を踏まえ、筆界に関する論点の整理を行うものとする。また、現況等把握調査の結果作成した測量図その他の現況を示す図面に申請人等が主張する筆界の位置を適宜の方法で表示する等して、その争点を明確にするよう努めるものとする。

(D) 対象土地の特定調査

(特定調査)

91 筆界調査委員が対象土地に係る筆界を特定するための調査（以下「特定調査」という。）を行うに当たっては、事前準備調査の結果及び論点整理の結果を踏まえ、法第136条第1項の規定に従って、申請人及び関係人に対し立ち会う機会を与えた上で、対象土地の測量又は実地調査を行い、筆界点となる可能性のある点の位置を現地において確認し、記録するものとする。

(特定調査における測量)

92 対象土地について測量を実施する場合には、申請人及び関係人に通知をして立ち会う機会を与えなければならない（法第136条第1項）。

(1) 筆界を示す要素に関する測量

対象土地に関する筆界を示す要素に関する測量を実施する。この測量においては、事前準備調査の結果及び論点整理の結果に照らし、筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点となる可能性のある点のすべてについて、その位置を測定するものとする。この場合には、原則として、規則第10条第3項の規定による基本三角点等に基づいて測量を実施する。

(2) 復元測量

必要があると認める場合には、既存の地積測量図、申請人等が提出した測量図等に基づいて推定される筆界点について、現地において復元測量を行う。

(申請人又は関係人の立会い)

9 3 申請人又は関係人が特定調査に立ち会った場合において、これらの者が主張する筆界点及び筆界の位置があるときは、これを現地において確認するものとする。また、必要に応じ、申請人又は関係人に対し、推定された筆界点について説明を行い、筆界の位置に関する認識の一致の有無について確認するものとする。

(測量の実施者等)

9 4 特定調査における測量は、原則として、申請人が負担する手続費用（法第146条第1項）によって行うものとする。この場合において、測量を行う者は、筆界に関する測量を行うのに必要な専門的知見及び技術を有する者（筆界調査委員を含む。）であつて筆界特定登記官が相当と認める者である（規則第242条参照）。

(報酬及び費用)

9 5 筆界特定登記官の命を受けて測量を実施する者（以下「測量実施者」という。）に支給すべき相当な報酬及び費用の額については、別に定める測量報酬及び費用に関する標準規程を踏まえ、一定の基準を定め、これに従って算出するものとする。

(測量の内容)

9 6 測量を実施させるに当たっては、筆界調査委員の意見を踏まえて細目を定め、その内容を明らかにして行うものとする。

(測量の委託)

9 7 測量を実施させるときは、9 6の細目を明らかにした適宜の様式による測量指図書を2通作成し、測量実施者に署名又は記名押印をさせた上で、その1通を測量実施者に交付し、他の1通を、筆界特定手続記録につづり込むものとする。

(特定調査の記録)

9 8 特定調査における測量の結果の記録は、規則第231条第4項各号に掲げる事項を記録して作成するものとする。この場合の測量図の縮尺については同条第6項において準用する規則第77条第3項に準ずるものとする。その他、申請人及び関係人の立会いの有無及び申請人及び関係人その他の者から聴取した意見又は事情を適宜の方法で記録するものとする。

(E) 立入りの手続

(立入調査)

99 土地の測量又は実地調査を行う場合において、筆界調査委員又は法第134条第4項の職員が他人の土地に立ち入るときは、法務局又は地方法務局長は、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない(法第137条第2項)。ただし、当該占有者が立入りについて同意しているとき又は占有者が不明であるときは、通知を要しない。

(通知の方法)

100 法第137条第2項の通知は、文書又は口頭のいずれの方法によっても差し支えない。この通知には、同項に規定する事項のほか、立入りを行う者の職氏名及び実施する測量又は実地調査の概要を併せて示さなければならない。

(立入りの手続)

101 土地が宅地又は垣、さく等で囲まれている場合において、事実の調査等のために立ち入ろうとする場合には、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない(法第137条第3項)。この場合の手続は、測量又は実地調査を実施する際に、口頭で当該土地の占有者に告げることで足りる。

なお、宅地以外の土地であって、垣やさく等で囲まれた土地の部分以外に立ち入るときは、占有者に告げることを要しない。また、日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、宅地又は垣、さく等で囲まれている土地に立ち入ってはならない(同条第4項)。

(筆界調査委員等の身分証明書)

102 法第137条第6項の規定により筆界調査委員等が携帯すべき身分証明書は、別記第13号様式による。

(F) 意見又は資料の取扱い

(資料の収集)

103 筆界特定に必要な事実の調査において資料の提出を受けたときは、当該資料の写し又は当該資料の概要を写真その他適宜の方法により明らかにした記録を作成し、当該資料を速やかに返還するものとする。

(調査の報告)

104 筆界特定に必要な事実の調査をしたときは、別記第14号様式又はこれに準ずる様式による調査票に所要の事項を記載し、適宜の時期に筆界特定登記官に提出するものとする。この場合において、103により作成した写し又は記録があるときは、当該写し又は記録を添付するものとする。

(意見又は資料の提出があった旨の通知)

105 法第139条第1項又は第140条第1項の規定により申請人又は関係人から意見又は資料の提出があった場合には、原則として、その旨を対象土地の所有権登記名義人等（当該意見又は資料を提出した者を除く。）に適宜の方法により通知するものとする。

(意見又は資料の保存)

106 筆界特定に必要な事実の調査において収集し、又は申請人若しくは関係人から提出を受けた意見又は資料は、144の分類に従い、それぞれ該当する目録に適宜の番号を付して記録するものとする。

(資料の還付)

107 規則第211条第2項（規則第225条において準用する場合を含む。）の規定により資料の還付をする場合には、当該資料に係る目録の備考欄に原本還付の旨の記録をするほか、必要に応じ、当該資料の写し又は当該資料の概要を写真その他適宜の方法により明らかにした記録を作成し、当該写し又は記録を筆界特定手続記録の一部とするものとする。

108 資料につき提出者が還付を要しない旨の申出をしたときは、当該資料に係る目録の備考欄に還付不要の旨の記録をするものとする。

第6 意見聴取等の期日

(意見聴取等の期日を開く時期)

109 意見聴取等の期日の日時を定めるに当たっては、申請人又は関係人が

意見陳述又は資料の提出のための準備に要する期間等を勘案するものとする。

(意見聴取等の期日の場所)

- 1 1 0 意見聴取等の期日を開く場所を定めるに当たっては、申請人、関係人等の便宜、意見を聴取するに当たって現場での指示を要するか否か等を勘案し、法務局又は地方法務局の庁舎、対象土地の所在地を管轄する登記所の庁舎、現地等適切な場所を選定するものとする。

(意見聴取等の期日の通知等)

- 1 1 1 法第140条第1項の通知は、当該期日に係る申請人及び関係人に対し行う。なお、同一の日時に2以上の申請人及び関係人に係る期日を同時に開くことを妨げない。

- 1 1 2 法第140条第1項の通知をしたときは、期日前にその意見の概要を書面で提出するよう促すものとする。

(意見聴取等の期日における筆界特定登記官の権限)

- 1 1 3 筆界特定登記官は、2以上の申請人及び関係人に係る意見聴取等の期日を同時に開いた場合において、手続を行うのに支障を生ずるおそれがないと認められるときは、当該期日において、申請人若しくは関係人又はその代理人に対し、他の申請人又は関係人に質問することを許すことができる。

(意見聴取等の期日の傍聴)

- 1 1 4 規則第224条第3項の相当と認める者とは、例えば、次に掲げる者であって、その傍聴によって手続を行うのに支障を生ずるおそれがないと認められるものをいう。

(1) 申請人又は関係人の親族若しくは同居者又はこれらに準ずる者

(2) (1) 以外の者であって、その者が傍聴することについて期日に出席した申請人及び関係人がいずれも異議を述べなかったもの

(意見聴取等の期日における参考人の事実の陳述)

- 1 1 5 筆界特定登記官は、意見聴取等の期日において、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させることができる(法第140条第2項)。例えば、対象土地の所有権登記名義人等であった者や、対象土地

周辺の宅地開発を行った者、鑑定人（植生、地質等について筆界特定登記官の命を受けて鑑定を行った者）等が参考人となりうる。

（意見聴取等の期日における資料の提出）

- 1 1 6 意見聴取等の期日において資料が提出されたときは、筆界特定登記官は、当該資料に資料番号を付し、当該資料番号及び当該資料が提出された旨を調書に記録するものとする。この場合の資料の取扱いについては、1 0 6 から1 0 8までに準ずる。

（意見聴取等の期日の調書の作成方法）

- 1 1 7 意見聴取等の期日の調書は、別記第1 5号様式により、期日ごとに作成するものとする。2以上の申請人又は関係人に係る意見聴取等の期日を同時に開いた場合にも、1通の調書を作成すれば足りる。

（意見聴取等の期日の調書の記載方法）

- 1 1 8 意見聴取等の期日の調書の記録は、次のとおりする。
- （1）日時欄には、開かれた期日の年月日及び開始時刻を記録する。
 - （2）場所欄には、意見聴取等の期日が開かれた場所を、住所等によって特定する。法務局若しくは地方法務局若しくはその支局又はその出張所の庁舎等、名称によって当該場所を特定することができるときは、その名称を記録すれば足りる。
 - （3）手続の要領欄には、申請人又は関係人が述べた意見の概要、提出された資料の表示、参考人の陳述内容、筆界特定登記官が申請人若しくは関係人又はその代理人に発言を許した場合における発言内容、その他意見聴取の期日において行われた手続の内容を記録する。
 - （4）意見を陳述した申請人又は関係人が事前に意見の概要を書面で提出していた場合には、
 - ア 当該書面が申請人又は関係人が陳述した意見の全部の概要として適切であるときは、当該書面を筆界特定手続記録につづり込むとともに、調書の手続の要領欄に、例えば、「〇〇は、〇年〇月〇日付け〇〇作成に係る〇〇と題する書面記載のとおり意見を述べた。」等と記録する。
 - イ 当該書面が申請人又は関係人が陳述した意見の一部の概要として適切であるときは、当該書面を筆界特定手続記録につづり込むとともに、調書の手続の要領欄に「〇〇は、下記のとおり付け加えるほか、〇年〇月〇日付け〇〇作成に係る〇〇と題する書面記載のとおり意見を述べた。」

等と記録し、申請人又は関係人の意見中当該書面に記載されていない事項の要領を記録する。

- (5) その他欄には、規則第226条第1項第6号の「その他筆界特定登記官が必要と認める事項」として、例えば、秩序を維持するために退去させた者がある場合にはその旨を記録する等、筆界特定登記官が特に調書に記録する必要があると認める事項を記録する。

(ビデオテープ等をもって調書の一部とする場合)

- 119 意見聴取等の期日における申請人、関係人又は参考人の陳述は、ビデオテープ等の媒体に記録し、調書の記録に代えることができる（規則第226条第2項）。この場合には、原則として、一の手続において行われる同一の意見聴取等の期日ごとにそれぞれ別の媒体を使用し、当該媒体のラベルに「手続番号」「期日」「申請人、関係人又は参考人の氏名」を記載して、筆界特定手続記録につづり込むものとする。

(調書への書類等の添付)

- 120 意見聴取等の期日の調書においては、書面その他筆界特定登記官において適当と認めるものを引用し、筆界特定手続記録に添付して調書の一部とすることができる（規則第226条第3項）。申請人等が意見聴取等の期日において陳述すべき意見内容を書面にして提出した場合における当該書面、申請人等が意見陳述に際し陳述内容を明確にするために図面等を作成した場合における当該図面等が引用の対象となる。書面その他のものを調書に引用した場合は、当該引用したものを当該調書に添付するものとする。

第7 筆界特定

(筆界調査委員の筆界特定登記官への調査結果の報告)

- 121 規則第229条の規定による筆界調査委員の報告は、別記第14号様式の書面その他適宜の方法によって行うものとする。

(筆界調査委員の意見の提出の方式)

- 122 法第142条の規定による筆界調査委員の意見の提出は、別記第16号様式による書面（以下「意見書」という。）により行うものとする。意見書には、意見及びその理由を明らかにし、筆界調査委員が署名し、又は記名押印するものとする。2以上の筆界調査委員の意見が一致する場合には、

当該2以上の筆界調査委員は、連名で1通の意見書を作成して差し支えない。

(意見書に添付する図面)

1 2 3 1 2 2の意見書においては、図面及び基本三角点等に基づく測量の成果による座標値(基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による座標値)により、筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点と認められる各点(筆界の位置の範囲を特定するときは、その範囲を構成する各点。以下同じ。)の位置を明らかにするものとする。意見書に添付する図面(以下「意見書図面」という。)は、原則として、法第143条第2項の図面(以下「筆界特定図面」という。)に準ずる様式で作成し、筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点の位置のほか、必要に応じ、対象土地の区画又は形状、工作物及び囲障の位置その他の現地における筆界の位置を特定するために参考となる事項を記録するものとする。

なお、現況等把握調査における測量の結果を利用して意見書図面を作成し、又は申請人その他の者が提出した図面若しくは既存の測量図等を利用して意見書図面を作成することにより、意見の内容を明らかにすることができるときは、これらの測量の結果又は図面を利用して意見書図面を作成して差し支えない。

(筆界特定書の記載等)

1 2 4 筆界特定書は、別記第17号様式の書面その他適宜の方法により作成するものとし、規則第231条第1項各号に掲げる事項を記載の上、筆界特定登記官が職氏名を記載し、職印を押印することを要する(同条第2項)。

法第143条第1項及び規則第231条第1項第4号の筆界特定書の理由の要旨は、筆界調査委員の意見書を引用する方法によって明らかにして差し支えない。この場合には、引用する筆界調査委員の意見書の写しを筆界特定書の末尾に添付し、理由の要旨欄には「平成何年何月何日付け筆界調査委員〇〇作成に係る別紙意見書「理由」欄記載のとおりであるからこれをここに引用する。」、「次のとおり付け加えるほか、平成何年何月何日付け筆界調査委員〇〇作成に係る別紙意見書「理由」欄記載のとおりであるからこれをここに引用する。」等と記載するものとする。

(筆界特定図面)

1 2 5 筆界特定図面は、別記第18号様式により、規則第231条第4項各

号に掲げる事項を記録して作成し、かつ、筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点の位置のほか、必要に応じ、対象土地の区画又は形状、工作物及び囲障の位置その他の現地における筆界の位置を特定するために参考となる事項を記録するものとする。

1 2 6 筆界特定図面は、意見書図面若しくは申請人その他の者が提出した図面等を利用して作成することができる。

(筆界特定がされたときの措置)

1 2 7 筆界特定をしたときは、筆界特定受付等記録簿の終了事由欄に「筆界特定」と記録し、終了年月日欄に筆界特定の年月日を記録するものとする。筆界特定の年月日は、筆界特定をした旨の公告をした日又は申請人に筆界特定書の写しを交付し、若しくは発送した日のうち、最も早い日とする。

(筆界特定をした旨の公告及び通知)

1 2 8 筆界特定をしたときは、遅滞なく、筆界特定の申請人に対し、筆界特定書の写し（筆界特定書が電磁的記録によって作成されているときは、筆界特定書の内容を証明した書面）を交付する方法により、当該筆界特定書の内容を通知するとともに、筆界特定をした旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない（法第144条第1項、規則第232条第2項）。

(境界標の設置)

1 2 9 筆界特定をしたときは、申請人及び関係人に対し、永続性のある境界標を設置する意義及びその重要性について、適宜の方法により説明するものとする。

(申請人に交付する筆界特定書の写しの作成)

1 3 0 法第144条第1項の規定により申請人に交付する筆界特定書の写しを作成するときは、筆界特定書の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない（規則第232条第1項）。この場合における筆界特定書の写しに付す認証文は、「これは筆界特定書の写しである。」とする。

(筆界特定手続記録の整理及び送付)

1 3 1 法第144条第1項の公告及び通知をした後、144により筆界特定

手続記録を整理して編てつし、各丁に通し枚数を記載の上、別記第19号様式による送付書を添えて管轄登記所に送付する。

(対象土地が2以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合)

- 132 対象土地が2以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、法務大臣又は法務局長が指定した法務局又は地方法務局(59参照)の管轄区域内にある管轄登記所には、別記第19号様式による送付書を添えて筆界特定手続記録を送付し、他の法務局又は地方法務局内にある管轄登記所には、別記第20号様式による送付書を添えて筆界特定書及び令第21条第2項に規定する図面の写しを送付するものとする(規則第233条第2項)。

(対象土地が2以上の登記所の管轄区域にまたがる場合)

- 133 対象土地が2以上の登記所の管轄区域にまたがる場合(対象土地が2以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合を除く。)は、法務局又は地方法務局長が指定する管轄登記所に別記第19号様式による送付書を添えて筆界特定手続記録を送付し、他方の管轄登記所には別記第20号様式による送付書を添えて筆界特定書及び令第21条第2項に規定する図面の写しを送付するものとする(規則第233条第3項)。

(筆界特定書の更正)

- 134 規則第246条第1項の規定による筆界特定書の更正は、筆界特定書に誤記その他これに類する明白な表現上の誤りがあった場合に、別記第21号様式の更正書によってするものとする。筆界特定書の更正の許可の申出は、別記第22号様式又はこれに準ずる様式による申出書によってするものとし、申出についての許可又は不許可は、別記第23号様式又はこれに準ずる様式によってするものとする。筆界特定書を更正したときは、申請人に対し、更正書の写しを送付する方法で通知するとともに、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない(規則第246条第2項)。

(更正書の送付)

- 135 筆界特定書を更正した旨の公告及び通知をした後、更正書は、別記第24号様式による送付書を添えて管轄登記所(132又は133の場合にあっては、各管轄登記所)に送付するものとする。

第8 公告及び通知

(公告又は通知)

136 筆界特定の手続において、公告又は通知を要するのは、次の場合である。

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の公告及び関係人に対する通知（法第133条第1項）
- (2) 筆界特定の申請を却下した旨の公告及び関係人に対する通知（規則第244条第4項及び第5項）
- (3) 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告及び関係人に対する通知（規則第245条第4項及び第5項）
- (4) 対象土地の測量又は実地調査のための申請人及び関係人に対する通知（法第136条第1項）
- (5) 立入調査のための占有者に対する通知（法第137条第2項）
- (6) 意見聴取等の期日のための申請人及び関係人に対する通知（法第140条第1項）
- (7) 筆界特定をした旨の公告並びに申請人及び関係人に対する通知（法第144条第1項）
- (8) 筆界特定書を更正した旨の公告並びに申請人及び関係人に対する通知（規則第246条第2項）

(公告の方法)

137 公告は、法務局若しくは地方法務局の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は法務局若しくは地方法務局のホームページに掲載する方法のいずれの方法をとっても差し支えないが、対象土地を管轄する登記所の掲示場その他公衆の見やすい場所においても、同様の掲示をするものとする。公告の様式は、次のとおりとする。

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の公告（法第133条第1項，規則第217条第1項） 別記第25号様式
- (2) 筆界特定の申請を却下した旨の公告（規則244条第4項，規則第217条第1項） 別記第26号様式
- (3) 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告（規則第245条第4項，規則第217条第1項） 別記第27号様式
- (4) 筆界特定をした旨の公告（法第144条第1項，規則第232条第5項，規則第217条第1項） 別記第28号様式

- (5) 筆界特定書を更正した旨の公告（規則第246条第2項，規則第217条第1項） 別記第29号様式

(通知の方法)

138 通知は，原則として，登記記録に記録された住所に対し行うものとする。ただし，筆界特定申請情報の内容として提供された情報その他の情報から，登記記録上の住所以外の場所に通知することが相当と認められる場合は，この限りでない。また，申請人又は関係人が通知先を届け出たときは，通知は，当該通知先に対しするものとする。この場合の通知先届出書は，別記第30号様式による。

139 申請人又は関係人に代理人があるときは，通知は，代理人（代理人が2人以上あるときは，そのうちの1人）に対してすれば足りる。申請人又は関係人が2人以上ある場合において，代理人がないときは，申請人又は関係人に対し，その全員又は一部の者のために通知を受ける者を指定する意向の有無を確認するものとする。申請人又は関係人が，その全員又は一部の者のために通知を受ける者を指定したときは，当該指定をした者に係る通知は，当該指定を受けた者に対してすれば足りる。この場合の指定書は，別記第31号様式による。

(通知書の様式)

140 通知は，郵便，信書便その他適宜の方法により行う（規則第217条第2項（第223条第2項，第232条第5項，第244条第5項，第245条第5項及び第246条第2項において準用する場合を含む。））が，次に掲げる通知については，原則として，書面により行うものとし，通知書の様式は，次のとおりとする。

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の関係人に対する通知（法第133条第1項，規則第217条第2項） 別記第32号様式
- (2) 筆界特定の申請を却下した旨の関係人に対する通知（規則244条第5項，規則第217条第2項） 別記第33号様式
- (3) 筆界特定の申請が取り下げられた旨の関係人に対する通知（規則第245条第5項，規則第217条第2項） 別記第34号様式
- (4) 筆界特定をした旨の申請人に対する通知（法第144条第1項前段，規則第232条第1項から第4項まで） 別記第35号様式
- (5) 筆界特定をした旨の関係人に対する通知（法第144条第1項後段，規

- 則第232条第5項、規則第217条第2項) 別記第36号様式
- (6) 筆界特定書を更正した場合の申請人に対する通知(規則第246条第2項、規則第217条第2項) 別記第37号様式
- (7) 筆界特定書を更正した場合の関係人に対する通知(規則第246条第2項、規則第217条第2項) 別記第38号様式

(関係人を特定することができない場合の通知)

- 141 関係人に対する通知をすべき場合において、登記記録その他の入手可能な資料から関係人又はその通知先を特定することができないときは、法第133条第2項(法第136条第2項、法第140条第6項及び法第144条第2項その他の規定において準用する場合も含む。)の方法によって通知をして差し支えない。

(公告又は通知の記録)

- 142 公告又は通知の記録は、1手續ごとに、公告の年月日、通知を受ける者及び通知の年月日を別記第39号様式の公告・通知管理票に記録する等の方法により作成するものとする。なお、その際に付した通知番号は、通知書に記載するものとする。

第9 筆界特定手續記録

(筆界特定手續記録の単位)

- 143 筆界特定手續記録は、1件ごとに筆界特定手續に関する書類をつづり込んで作成するものとする。規則第208条の規定により一の筆界特定申請情報によって対象土地の一を共通にする2以上の筆界特定の申請がされた場合(41参照)又は同一の筆界に係る2以上の筆界特定の申請がされた場合には、1件の筆界特定手續として筆界特定手續記録を編成するものとする。

(筆界特定手續記録の編成)

- 144 筆界特定手續記録には、別記第40号様式による表紙を付し、別に定める保管金受払票及び142の公告・通知管理票を付した上、次のとおり三分類に分けて編成するものとする。なお、分冊にすることを妨げない。

(1) 第1分類

本分類には、手續の進行に関する次のような書類をつづり込むものとする。

- ア 申請書
- イ 意見聴取等の期日の調書
- ウ 筆界調査委員意見書
- エ 筆界特定書若しくはその写し又は却下決定書若しくは取下書

(2) 第2分類

本分類には、調査及び資料に関する次のような書類をつづり込むものとする。この場合には、別記第4 1号様式による申請人提出意見等目録、別記第4 2号様式による関係人提出意見等目録及び別記第4 3号様式による職権収集資料等目録又はこれらに準ずる適宜の様式の目録を、それぞれウ、エ及びオの最初につづり込むものとする。

- ア 筆界調査委員が作成した報告書
- イ 筆界特定手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面
- ウ 申請人提出意見・資料・図面
- エ 関係人提出意見・資料・図面
- オ イウエ以外の意見・資料・図面

(3) 第3分類

本分類には、第1分類及び第2分類以外の次のような書類をつづり込むものとする。

- ア 委任状
- イ 資格証明書
- ウ 相続を証する書面
- エ 承継申出書
- オ 予納金関係書類

(筆界特定手続記録の送付方法)

- 1 4 5 規則第2 3 3条第1項に規定する場合その他の場合において、筆界特定手続記録を送付するときは、筆界特定手続記録が紛失し、又は汚損しないように注意して、送付しなければならない。

第10 予納金等

(予納の告知)

- 1 4 6 筆界特定登記官は、法第1 4 6条第1項により申請人の負担とされる手続費用の概算額を、申請人に予納させなければならない（法第1 4 6条第5項）。予納の告知は、適宜の方法で行うものとする。この場合において、

申請人が2人以上あるときは、そのうちの1人に告知すれば足りる。また、代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者（139参照）があるときは、当該代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者に告知すれば足りる。

（予納命令）

147 146により予納の告知をした日から相当期間を経ても予納がないときは、納付期限を定めて予納命令を発するものとする。納付期限は、適宜定めて差し支えない。当該納付期限までに予納がないときは、筆界特定の申請は、法第132条第1項第9号の規定により却下する。

（予納命令書）

148 予納命令は、別記第44号様式の予納命令書を作成し、申請人に交付して行うものとする。交付は、予納命令書を送付する方法によってすることができる。この場合において、申請人が2人以上あるときは、申請人ごとに予納命令書を交付するものとするが、代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者（139参照）があるときは、当該代理人又は申請人のために通知を受領する権限を有する者に交付すれば足りる。

（保管金の取扱い）

149 手続費用として予納される現金（保管金）の受入・払渡等の取扱いについては、別に定められる筆界特定手続に係る保管金の取扱いに関する法務大臣訓令及び法務省大臣官房会計課長・当職通達の定めるところによる。

第11 管轄登記所における事務

（A）受付等

（経由申請）

150 規則第211条第7項の規定により管轄登記所に筆界特定の申請書が提出されたときは、次の手続を行うものとする。

（1）筆界特定登記官に対し、申請書が提出された日付及び当該申請に係る対象土地の不動産所在事項を連絡し、当該申請に係る筆界特定の手続に付すべき手続番号を照会する。

（2）筆界特定関係簿の該当欄に手続番号、申請の受付の年月日（54参照）

及び不動産所在事項その他所要の事項を記録する。

- (3) 当該申請に係る申請書にはり付けられた収入印紙を消印する。
- (4) 筆界特定登記官に対し、当該申請書及び添付書面並びに法第139条第1項の規定による意見又は資料であって申請と同時に提出されたものがあるとき（規則第207条第3項第9号参照）はその資料を送付する。

(筆界特定関係簿への記録)

- 151 対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に筆界特定の申請がされた場合において、管轄登記所に対し、その旨の通知（58参照）がされたときは、筆界特定関係簿の該当欄に手続番号、申請の受付の年月日及び不動産所在事項その他所要の事項を記録するものとする。

(資料の送付等)

- 152 管轄登記所の登記官において、筆界特定関係簿に150又は151による記録をしたときは、以下に掲げる資料を別記第45号様式の送付書により筆界特定登記官に送付するほか、課税台帳（40参照）に登録された対象土地の価格を調査し、筆界特定登記官に通知するものとする。
 - (1) 対象土地及び関係土地の登記事項証明書及び閉鎖登記簿の謄本
 - (2) 対象土地及び関係土地に係る地図又は地図に準ずる図面（既に閉鎖されたものを含む。）の写し（認証文は不要である。）。申請に係る筆界の特定に必要と思料される範囲で差し支えない。
 - (3) 対象土地又は関係土地の地積測量図（既に閉鎖されたものを含む。）の写し（認証文は不要である。）。
 - (4) その他申請に係る筆界の特定に資すると思われるもの

(筆界特定申請の明示)

- 153 筆界特定関係簿に記録された筆界特定の手続に係る対象土地及び関係土地については、便宜、立件の手続を採り、職権表示登記等事件簿（規則第18条第6号）に立件番号、立件の年月日、当該筆界特定の手続の手続番号その他筆界特定の申請があった旨を明示するために適宜の記載をするものとする。

なお、法附則第3条の規定による指定を受けていない事務に係る登記簿については、対象土地及び関係土地の各登記用紙に、筆界特定の申請があった旨を明示するために適宜の措置を採るものとする。

筆界特定の申請の却下又は取下げがあったときは、明示のための措置は終

了させる。

(異動情報の通知)

- 1 5 4 筆界特定関係簿に記録された筆界特定の手続に係る対象土地及び関係土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人に登記記録上異動が生じたときは、筆界特定登記官に対し、その旨及び異動に係る情報を通知するものとする。対象土地又は関係土地につき表示に関する登記（表題部所有者に関する登記を除く。）の申請又は地図訂正の申出があったときも同様とする。

(B) 筆界特定手続記録の保存及び公開

(筆界特定手続記録の受領)

- 1 5 5 筆界特定登記官から管轄登記所に送付された筆界特定手続記録を受領したときは、当該筆界特定手続記録を別記第 1 9 号様式の送付書（1 3 1 から 1 3 3 まで参照）と照合して編てつされた書類の標目及び総丁数等を点検し、別記第 4 6 号様式による受領書を筆界特定登記官に交付し、又は送付するほか、筆界特定関係簿の該当欄に、記録受領の年月日及び手続終了事由を記録するとともに、筆界特定手続記録の表紙の余白に「年月日受領」と記載するものとする。

(筆界特定手続記録の保存方法)

- 1 5 6 受領した筆界特定手続記録のうち、筆界特定書については、その写しを一部作成し、原本を筆界特定書つづり込み帳（規則第 1 8 条第 1 3 号参照）につづり込み、別記第 5 号様式の目録に必要事項を記載し、写しを筆界特定手続記録の第一分類につづり込むとともに、筆界特定関係簿の該当欄に筆界特定書つづり込み帳番号を記録するものとする。

(筆界特定書等の写しの受領)

- 1 5 7 1 3 2 又は 1 3 3 により送付された筆界特定書等の写しを受領した登記所にあつては、筆界特定関係簿に 1 5 5 と同様の記録をするほか、送付を受けた筆界特定書の写しについて 1 5 6 と同様の措置を講ずるものとする。なお、管轄登記所において作成した筆界特定書の写しについては、送付を受けた政令で定める図面の写しとともに、別記第 4 0 号様式の表紙を付して編てつする。

(政令で定める図面の意義)

158 法第149条第1項の政令で定める図面とは、筆界調査委員が作成した測量図その他の筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面(筆界特定図面を除く。)をいい、申請人又は関係人等が提出した図面は含まない(令第21条第2項)。

(政令で定める図面の写しの作成方法)

159 筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面の全部又は一部の写し(政令で定める図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)は、原則として日本工業規格A列3番の適宜の紙質の用紙を使用して作成するものとする。

(認証文)

160 次の各号に掲げる筆界特定書等の写し等には、当該各号に定める認証文を付する。

- (1) 筆界特定書(電磁的記録に記録されているものを除く。)の写し 「これは筆界特定書の写しである。」
- (2) 電磁的記録に記録されている筆界特定書の内容を証明した書面 「これは筆界特定書に記録されている内容を証明した書面である。」
- (3) 政令で定める図面(電磁的記録に記録されているものを除く。)の全部又は一部の写し 「これは筆界特定手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面の写しである。」
- (4) 電磁的記録に記録されている政令で定める図面の内容を証明した書面 「これは筆界特定手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面に記録されている内容を証明した書面である。」

(その他の取扱い)

161 159及び160のほか、筆界特定書等の写しの交付等の取扱いについては、準則第132条、第133条、第137条、第138条及び第139条の例による。

(C) 登記記録等への記録

(登記記録への記録)

162 規則第234条の規定による筆界特定がされた旨の記録は、対象土地

の登記記録の地図番号欄（規則別表1参照）に「平成〇年〇月〇日筆界特定（手続番号平成〇年第〇〇号）」とする。ただし、規則第233条第2項の規定により筆界特定書等の写しの送付を受けた登記所にあつては、「平成〇年〇月〇日筆界特定（手続番号△△平成〇年第〇〇号）」（「△△」には、法務局又は地方法務局名を略記する。）とするものとする。

（分筆及び合筆の場合の登記記録の処理）

163 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、甲土地の登記記録に筆界特定がされた旨の記録があるときは、これを乙土地の登記記録に転写するものとする。甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をする場合において、甲土地の登記記録に筆界特定がされた旨の記録があるときは、これを乙土地の登記記録に移記するものとする。

（筆界確定訴訟の記載）

164 申請人又は関係人その他の者から筆界特定に係る筆界について筆界確定訴訟の確定判決の正本又は謄本の提出があつたときは、規則第237条の規定により筆界特定書に確定判決があつたことを明らかにするものとする。この場合には、筆界特定書の1枚目の用紙の表面の余白に確定日、判決をした裁判所及び事件番号を記載するものとする。提出された確定判決の正本又は謄本は、筆界特定書とともに保存するものとする。

（筆界特定書の更正があつた場合）

165 135により送付を受けた更正書の取扱いは、156の例によるものとするほか、法第149条第1項の規定による筆界特定書の写しを交付する場合には、筆界特定書の一部として取り扱うものとする。この場合の認証文は、160（1）と同様である。